

とす。組一選舉事務長官請託の費用を選舉費印半に記載

す了こと。組一選舉事務長官請託の費用を選舉費印半に記載す

曰支部は候補者推薦と共に到誠選舉日程を參照し演説会日程を作製し今月中に本部へ要求すること。

○選舉費用

昭選舉費用は各支部及支部準備会又は候補者に於て貢組半

回更金月、党員寄附、一般寄附事業部全金を以て充當すること。

組一室大金を寄附及支出日本部に報告すること。

甲選舉法に従て日赤社共産團編「地方普選講座」一部十本、本部出版部發行) 沿則に付き又日地方筆者に同合せて充分研究をすること。

昭和二年七月十五日

般 社會民衆寛容主義委員會選舉對策全國協議会委員長

[No.3] 別記第一号)

〔告白〕
告白は選舉日初めの府縣戰は今や日賃の間に迫りつゝあ
る。而して此の選舉日新孝勤學團體が政事に參與する云は「初
陣の首領」であると自居して事務院議員總選舉の前衛
戦として、其の勝敗の極めて選舉の重大、取扱いある特等は政策
の進歩新に降して新舊がどうべき一般的地方政策を決定する
ところ當り光大それ骨子たる新黨の根本精神につき一言する
所あらんとする。

抑も新黨の立派度不そりラシ一の誠意による經濟生活の
社會化に而る民衆の自主的精神性に基づく社會生活の合理化に
ある是れが新舊は新社會秩序の基礎的建設下あると同時に
に民衆一般の意と承認とを約束して之が実現を期する所
に成る社会民衆黨。立場があま
能て又新黨の態度は古くまで漸進的であり現実的である。
に歴史的因縁を以てし横下地理的關係を以てす日本
選舉を正規して空想に落水する概念に墮せず、明確に目標を掲
げて條々に大審上提出する所の如く新黨の政策は